

群馬大学情報学部人事・予算委員会内規

令和3年4月1日 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学情報学部常置委員会に関する規程第1条第2項の規定に基づき、人事・予算委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の選考基準に関すること。
- (2) 教員の資格審査に関すること
- (3) 教員の採用、昇任・降任及び転任・配置換に関すること。
- (4) 予算の配分に関すること。
- (5) 概算要求に関すること。
- (6) 設備導入計画（マスター・プラン）に関すること。
- (7) その他人事及び予算に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、教授をもって組織する。

2 委員長が必要と認めたときは、前項以外の者を委員に加えることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任 期)

第5条 前条の委員長及び副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(教員選考委員会及び業績確認委員会)

第7条 委員会は、採用及び昇任人事の業績審査等を委嘱するため、教員選考委員会及び業績確認委員会を置く。

(拡大選考委員会)

第8条 委員会は、採用人事教員候補者の資格審査及び個別業績審査の最終審査を委嘱するため、拡大選考委員会を置く。

(専門部会)

第9条 委員会は、審議事項に関する具体的な事項を検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。